



共通ルールの確認は「重要事項確認書」にお施主様の捺印を頂き、確認する

○ 設計段階

1. 基本的には設計性能評価住宅として設計（長期優良住宅でも可^{*1}）
2. 柱は県産材認証材、梁・桁・土台は地域材
 県産材 → ぎふ証明材、ぎふ性能表示材、あいち認証材、三重の木、あかね材
 地域材 → ぎふ証明材、ぎふ性能表示材、あいち認証材、三重の木、あかね材、合法木材
3. 耐震等級2又は3の確保
4. 外からの視線を遮る工夫を施す（格子、カーテン、ブラインドの設置や窓の高さ・向きの工夫等）
5. 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源を一品選定し施工
 例）岐阜県：美濃焼、美濃和紙 …等 | 愛知県：三州瓦、瀬戸焼 …等
 三重県：伊勢型紙、伊賀焼 …等 | 滋賀県：八幡瓦、信楽焼 …等
6. 地域のまちづくり協議会などが設けるガイドラインがある場合、考慮して設計
7. 材種・数量・単位が明確な見積の提示
8. 維持管理計画書を作成（JBNのフォーマットを参考）
9. 全国木造生産体制強化地域協議会主催の「省エネルギー技術者講習会」受講
10. JBN「住まいの管理手帳」を活用し、住宅の手入れの仕方等について説明（初めて取り組む工務店のみ）

任意

1. 卓越風の解析等を基に開口部の位置を協議し決定
2. 岐阜・愛知・三重・滋賀の建材流通店から購入した建材を推奨する
3. 住宅金融支援機構監修、住宅金融普及協会発行の「木造住宅工事仕様書」に基づき仕様を定める
4. 当協会主催の「後継者塾」と「営業力向上委員会」に参加
5. 事例発表会や現場見学会に参加し、木材製品の製造や加工業におけるリードタイム短縮や仕掛け品の圧縮への取り組みについて実体験し、建築現場で取り組む
6. 和室や畳を設計になるべく取り入れ、襖をなるべく設置
7. 愛知県で建築する物件はなるべく三州瓦を使用
8. 美濃和紙等の和紙を利用する場合は、なるべく障子紙として利用
9. 維持管理対策等級は、当協会が取得した住宅型式性能認定を使用

○ 申請段階

1. 住宅性能評価の評価機関は、特に指定なし
2. 設計住宅性能評価が終わったら、建設住宅性能評価の書類等を、設計住宅性能評価と同じ評価機関へ提出
3. 着工前に当事務局へ交付申請の書類を提出

○ 建築段階

1. 検査員による現場検査（現場確認）の前に施工状況報告書等を用いて自主検査を行う
2. 検査員による現場検査（現場確認）を計4回受ける
3. 重要事項確認書を用いて登録設計士が共通ルールを確認もしくは他社の住宅履歴を活用する

○ 維持管理段階

1. JBNの住宅履歴「いえもり・かるて」もしくは、他社の住宅履歴を活用する
2. JBN「住まいの管理手帳」を用いてお施主様へ再度説明（初めて取り組む工務店のみ）
3. 重要事項確認書を用いて引渡し時に全てを確認
4. 当事務局へ実績報告の書類を提出

（※1）長期優良住宅として申請する場合、申請段階および建築段階の2.における申請の流れが異なりますのでご注意ください。

申請段階 指定評価機関^{*2}へ技術的審査書類を提出し、認定が下りたら現場確認依頼書を指定評価機関^{*2}へ提出

建築段階 指定評価機関^{*2}の現場確認を計4回受ける

（※2）指定評価機関とは、ベタリーピング・住宅あんしん保証のいずれかのことです。